

2019年9月19日

お客さま各位

坂戸ガス株式会社

電気需給約款等変更に関するお知らせ

平素は坂戸ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

上記内容につきまして、電気事業法に基づき、その内容を以下の通りお知らせいたします。

なお、これらに伴いお客さまに行っていただく手続きはございません。

記

2019年10月1日より電気需給約款等が以下の通り一部変更となります。

■変更の対象となる電気需給約款等

- ・電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3、ずっとも電気1S）・付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

■主な変更概要

- ・2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、2019年10月1日付で、当社の電気料金メニューおよび付帯メニュー定義書について、消費税率の引き上げ相当分を反映して料金表を改定します。
- ・今後、消費税率が変更された場合は、変更後の税率に基づき精算する旨を記載します。
- ・各電気料金メニューの契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW）の決定方法の変更。
- ・「ガス・電気セット割（定率含む）」の適用廃止日の規定の変更。

■（参考）2019年10月1日の消費税率引き上げに伴う電気料金の取り扱いについて

- ・上記消費税率の引き上げに伴い、同日より当社の電気料金の消費税額を税率10%相当に見直します。
- ・ただし、2019年9月以前から継続して当社の電気をご使用のお客さまの場合、10月中に行う電気計量分には8%、11月以降に行う電気計量分には10%の消費税率を適用します。

以上

【お問い合わせ窓口】坂戸ガス株式会社 営業サービス部・電力担当

〒350-0272 埼玉県坂戸市末広町3番地5

【電話】0120-35-2025（フリーダイヤル）・049-284-9000（代表）

【受付時間】平日：8時30分～17時

※坂戸ガス株式会社は東京ガス株式会社の取次店です。（小売電気事業者東京ガス株式会社/登録番号A0064）